

所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成19年分の所得税の確定申告が、2月18日(月)から下記会場で始まります。期間間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくこともあります。申告書はできるだけ自分で書いて、お早めに提出してください。

確定申告

会 場	期 間	受 付 時 間
名寄税務署	2月18日(月)~3月17日(月)	午前9時~12時 午後1時~5時
町民センター1階子供会室	2月18日(月)~3月14日(金)	午前9時~11時 午後1時~4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。
名寄税務署納税相談

会 場	期 間	受 付 時 間
町民センター1階子供会室	2月20日(水)	午前9時~午後3時30分

確定申告に関する問い合わせは

役場住民課税務係(32-2421)または名寄税務署(01654 2 2157)までご相談ください。
忘れないで申告してください。



要介護認定者を対象とする障害者控除について

これまで身体障害者手帳、精神障害者手帳を有している者等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされてきましたが、それに加えて介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずる者として町長の認定を受けた場合に、障害者等と同様に控除の対象となります。

控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係(32-2000)までお問い合わせください。

医療費控除について

納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額(「10万円」または「所得の5%」のうち少ない方の額を医療費から引いた額)を「医療費控除」といい、所得から引くことができます。

年収200万円の高齢者の場合、所得は公的年金等控除120万円を引いた80万円。

「所得の5%」は4万円です。医療費が年間12万円なら、4万円を超えた額の8万円を控除できます。

控除できる「医療費」には、介護保険料の利用者負担の一定額も含まれます。

施設や事業者が発行する領収書をきちんと取っておき申告してください。



昨年と比べて変わった主な点

定率減税の廃止

平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税については、平成18年分の所得税については2分の1に縮小されるとともに同年分をもって廃止され、平成19年分以後の所得税については適用がありません。

所得税の税率改正

国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(いわゆる税源移譲)が行われたこと等を踏まえ、平成19年分所得税から税率構造が5%~40%の6段階となっています。

損害保険料控除が改組

平成18年度の税制改正により、損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、「地震等損害」によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金(以下「地震保険料」といいます。)を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額(最高5万円)を「地震保険料控除」として居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされました。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額の控除(最高1万5千円)が適用されます。

「地震保険料」と「長期損害保険」を適用する場合には、控除額は合わせて最高5万円とされています。

この改正は、平成19年分以後の所得税について適用されます。